

愛媛県特別支援学校医療的ケア児通学支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、医療的ケアが必要な児童生徒（以下「医療的ケア児」という。）の学習機会の保障と、安全・安心な通学環境の実現を図ることを目的に、愛媛県教育委員会（以下「委員会」という。）が予算の範囲内において実施する、看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）が同乗した福祉タクシー等で医療的ケア児を輸送する愛媛県特別支援学校医療的ケア児通学支援事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問看護等事業者 訪問看護ステーション等、医療的ケア児へ医療的ケアを実施することができる看護師等が所属している法人をいう。
- (2) 福祉タクシー等事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可（同法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業に係るものに限る。）を受けた者、同法第78条第3号の許可を受けた者又は同法第79条の登録を受けた者をいう。
- (3) 保護者等 第3条に規定する対象者の保護者又はこれに準ずる者をいう。
- (4) 学校 医療的ケア児が在籍する県立特別支援学校をいう。
- (5) 通学 医療的ケア児が自宅から学校までの間、福祉タクシー等事業者の車両（以下「車両」という。）に乗車して登校することをいう。

（対象者）

第3条 本事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、愛媛県内の県立特別支援学校に在籍する医療的ケア児とする。

（実施体制）

第4条 本事業は通学時のみの実施とし、対象者1人当たり週2回を上限として、次のとおり実施する。

- (1) 委員会は、保護者等と合意の上、通学時の車両内での医療的ケアを実施する訪問看護等事業者を選定する。
- (2) 保護者等、学校及び福祉タクシー等事業者は、本事業の実施に係る合意事項について覚書を締結する。

（委員会の役割）

第5条 委員会は、本事業について、医療的ケア児の通学時における安全確保を最優先に、円滑かつ確実に実施する。

- 2 委員会は、保護者等、学校及び福祉タクシー等事業所の三者による覚書（以下「三者覚書」という。）の円滑な締結に向けて支援を行う。
- 3 委員会は、本事業による安全・安心な通学環境の実現について、愛媛県県立学校医療的ケア運営検討会において効果検証を行う。

（学校の役割）

第6条 学校は、訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者に協力し、委員会、対象者、保護者等及び医療機関その他の関係機関と円滑な連携を図り、次に掲げる役割を遂行する。

- (1) 三者覚書の内容について誠実に遂行すること。
- (2) 本事業に係る書類の作成、受け渡し等を適切に処理すること。
- (3) 本事業の関係者間で事業遂行に必要な打合せを行い、その結果を委員会に報告すること。
- (4) 対象者及び保護者等の相談等に適切に対応し、必要に応じてその結果を委員会に報告すること。
- (5) 医療的ケア指導医及び学校医に対して必要に応じて本事業及び対象者の状況を報告し、指示を得、適切な措置を講じること。

(訪問看護等事業者の責務)

- 第7条 訪問看護等事業者は、本事業について、愛媛県との業務委託契約に基づき契約書及び仕様書の内容に従って誠実にこれを遂行し、委員会、対象者、保護者等、学校、福祉タクシー等事業者及び医療機関その他の関係機関と円滑な連携を図るものとする。
- 2 訪問看護等事業者は、本事業に係る書類を滞りなく適切に処理するものとする。
 - 3 訪問看護等事業者は、委員会が業務遂行状況について報告を求め、又は調査を行う際には、必要な協力を行うものとする。

(福祉タクシー等事業者の責務)

- 第8条 福祉タクシー等事業者は、通学時における対象者を安全に輸送するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 福祉タクシー等事業者は、本事業について、委員会、対象者、保護者等、学校、訪問看護等事業者及び医療機関その他の関係機関に協力（特に本事業の遂行に必要な打合せ等への参加、対象者の車両乗降時及び緊急時の対応等に係る協力をいう。）し、円滑な連携を図るものとする。
 - 3 福祉タクシー等事業者は、通学時における対象者の輸送に当たっては、最も経済的かつ合理的な運行経路によるものとする。
 - 4 福祉タクシー等事業者は、三者覚書の内容について誠実に遂行するものとする。
 - 5 福祉タクシー等事業者は、本事業に係る書類を滞りなく適切に処理するものとする。
 - 6 福祉タクシー等事業者は、委員会が業務遂行状況について報告を求め、又は調査を行う際には、必要な協力を行うものとする。

(保護者等の責務)

- 第9条 保護者等は、本事業について、委員会、学校、訪問看護等事業者、福祉タクシー等事業者及び医療機関その他の関係機関に協力（特に本事業の遂行に必要な打合せ等への参加、緊急時の対応等に係る協力をいう。）し、円滑な連携を図るものとする。
- 2 保護者等は、三者覚書の内容について誠実に遂行するものとする。
 - 3 保護者等は、本事業に係る書類を滞りなく適切に処理するものとする。
 - 4 保護者等は、委員会が業務遂行状況について報告を求め、又は調査を行う際には、必要な協力を行うものとする。

(利用申請)

- 第10条 保護者等は、本事業を利用しようとするときは、学校に事前に相談するものとする。
- 2 前項の事前相談の結果、本事業による安全かつ確実な通学及び学校における学習が実施可能であると学校の長（以下「学校長」という。）が判断したときは、保護者等は、医療的ケア児通学支援事業利用（変更）申請書（様式第1号）、医療的ケア児の通学支援事業

に係る利用計画書（別紙１）及び同意書（様式第２号）を、学校を経由して、委員会に提出するものとする。

（利用の承認等）

第11条 委員会は、前条の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、当該申請を承認するものとする。この場合において、委員会は、必要に応じて学校長、学校医又は主治医等その他関係者の意見を聞くものとする。

(1) 対象者が通年に渡って通学中に、次に掲げる医療的ケアのいずれかが頻回に必要なため、通学困難な状態にあること。

ア 口腔内又は鼻腔内の喀痰吸引

イ 気管カニューレ内部等の喀痰吸引

ウ 酸素療法や人工呼吸器の管理

エ 前各号に掲げるもののほか、これらと同等の医療的ケアとして委員会が認めるもの

(2) 本事業を利用することで対象者が安全に通学でき、学校における万全な医療的ケア体制を確保できること。

2 委員会は、前項の審査の結果を対象者及びその保護者等に対し、書面（様式第３－１号又は様式第３－２号）により通知するものとする。

3 対象者又はその保護者等は、第１項の承認の内容に変更が生じたときには、医療的ケア児通学支援事業利用（変更）申請書を、学校を経由して、委員会に届け出るものとする。この場合において、前条から前項までの規定は、医療的ケア児の通学支援事業に係る同意書を除き準用するものとする。

（利用の休止）

第12条 委員会は、本事業による通学が前条に掲げる利用の承認の基準を満たさなくなったと認めるときは、本事業の利用を休止するものとする。この場合において、委員会は、必要に応じて学校又は主治医等その他の関係者の意見を聞くものとする。

2 委員会は、前項の利用の休止をしようとするときは、対象者及びその保護者等に通知するものとする。

（予算範囲内の実施）

第13条 本事業は当該年度の予算の範囲内で実施するため、予算を超えることが見込まれる場合は、一人当たりの実施回数を制限し、又は本事業の一時停止をすることがある。

2 委員会は、前項の制限等をしようとするときは、対象者及びその保護者等、学校並びに事業実施中の訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者に通知するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。